

大治町議会議員・愛知県議会議員 一般選挙

大治町議会議員 4月21日(日)

- 投票時間 午前7時～午後8時
- 告示日 4月16日(火)
- 期日前投票
 - と き 4月17日(水)～20日(土)
 - ※期間中は、土曜日にも投票できます。
 - 毎日午前8時30分～午後8時
 - と ころ 役場 3階 第3会議室
- 立候補予定者説明会
 - と き 3月25日(月)午後2時
 - と ころ 役場 3階 大会議室
- 立候補届出受付
 - と き 4月16日(火)午前8時30分～午後5時
 - と ころ 役場 3階 大会議室

●投票できる方

本町で投票できる方は、次の要件を備え、平成31年4月15日現在で調製する選挙人名簿に登録されている方です。ただし、町外へ転出された場合は、選挙人名簿に登録されていても投票することはできません。

- ・平成31年4月21日(選挙期日) 現在で満18歳以上の方(平成13年4月22日以前に生まれた方)
- ・平成31年1月15日以前に本町に転入届をし、引き続き3カ月以上本町の住民基本台帳に登録されている方

●転入・転出された方

平成31年1月16日以後に本町へ転入された方は、投票できません。また、選挙人名簿に登録されている方でも、投票する前に町外へ転出した方は投票できません。

●開票

4月21日(日) 午後9時から役場 3階 大会議室で行います。

本町選挙管理委員会のホームページで、投票・開票速報をご覧になれます。



愛知県議会議員 4月7日(日)

- 投票時間 午前7時～午後8時
- 告示日 3月29日(金)
- 期日前投票
 - と き 3月30日(土)～4月6日(土)
 - ※期間中は土曜日・日曜日にも投票できます。
 - 毎日午前8時30分～午後8時
 - と ころ 役場 3階 第3会議室

みんなで投票。みんなで参加。
あなたの一票大切に



●投票できる方

本町で投票できる方は、次の要件を備え、平成31年3月28日現在で調製する選挙人名簿に登録されている方です。ただし、愛知県外へ転出された場合は、選挙人名簿に登録されていても投票することはできません。

- ・平成31年4月7日(選挙期日) 現在で満18歳以上の方(平成13年4月8日以前に生まれた方)
- ・平成30年12月28日以前に本町に転入届をし、引き続き3カ月以上本町の住民基本台帳に登録されている方

●転入・転出された方

愛知県外へ転出された方は、投票することはできません。

平成30年12月29日以後に愛知県内の他市町村から本町へ転入された方は旧住所地の市町村で、同日以後に本町から愛知県内の他市町村へ転出された方は本町で投票を行うことになります。

この場合、市町村が発行する「引き続き愛知県の区域内に住所を有する旨の証明書の提示」または「引き続き愛知県の区域内に住所を有することの確認の申請」が必要となります。(期日前投票や不在者投票をする場合においても同様に、この証明書または確認の申請が必要となります。)

●開票

4月7日(日) 午後9時から役場 3階 大会議室で行います。

投票の方法

投票は、選挙期日に自分の属する投票区の投票所に行つて投票をしてください。

なお、投票にお出掛けの際は、ご自分の「投票所入場券」を持参してください。投票所入場券がなくても投票することはできますが、持参していただく手続きが早く済みます。

投票所案内

あなたの投票所は、選挙期日前に送付される投票所入場券に記載されていますので、よくお確かめの上お出掛けください。

投票上の注意

投票は、投票用紙に候補者一人の氏名を記入してください。投票用紙に他事を記入すると、無効票になる場合があります。

投票所入場券

投票所入場券は、1人につき1枚のがきで発送します。そのため、同一世帯の方でも別々に届くことがあります。

また、期日前投票を行う場合は、裏面の宣誓書を記入した上でお持ちください。手続きが早く済みま

す。万一、投票所入場券が届かなかつたり、紛失した場合は、投票所で係

員にお申し出ください。投票所入場券がなくても、選挙権があり選挙人名簿に登録されている人は投票することが出来ます。

投票所入場券に選挙期日当日の投票所が記載してありますので、ご確認ください。

期日前投票

選挙期日に仕事、旅行等で投票所に行けない方には、期日前投票制度があります。期日前投票を行う場合は、裏面の宣誓書を記入した上でお持ちいただく、手続きが早く済みます。

代理投票・点字投票

心身の故障その他の事由により、自分で投票用紙に候補者の氏名を書くことができない方のために「代理投票」が認められています。代理投票は2人の投票補助者が決められ、そのうち1人が選挙人の指示に従つて記入をし、もう1人が指示どおりかどうかを確認します。なお、投票の秘密は固く守られます。

また、目の不自由な方については、点字による投票をすることが出来ます。投票所には備え付けの点字器があります。

代理投票および点字投票のいずれの場合も、投票所の係員にその旨をお申し出ください。

なお、代理投票および点字投票

は、期日前投票所においても行うことが出来ます。

不在者投票

指定病院等や滞在地の市町村における不在者投票

都道府県選挙管理委員会の指定する病院、老人ホーム等に入院・入所されている方や、長期出張等により本町以外の市町村において投票を希望される方は不在者投票をすることが出来ます。入院・入所先の病院長(管理者)等または本町選挙管理委員会にお申し出ください。

※書類のやりとりを郵送で行つた場合、手続きに時間がかかりますので、早めに手続きしてください。

郵便等による不在者投票

この制度を利用できる方は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている方で障害の程度が下表に該当する方、あるいは介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護5の方です。

この郵便等による不在者投票は、あらかじめ本町選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受け、その証明書を添付して選挙期日の4日前までに投票用紙等の請求をしなければなりません。この制度を利用しようとする方は、お早めに本町選挙管理委員会にお申し出ください。

なお、郵便等による不在者投票に

おける代理記載制度もあります。郵便等による不在者投票関連の申請書等の様式は、本町選挙管理委員会のホームページからダウンロードすることが出来ます。

手帳区分	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
障害名		
両下肢、体幹移動機能	1級または2級	特別項症～第2項症
心臓、じん臓、呼吸器、直腸、小腸、ぼうこう	1級または3級	特別項症～第3項症
免疫	1級～3級	特別項症～第3項症
肝臓	1級～3級	
区分	介護保険被保険者証	
要介護状態区分	要介護5	

選挙の問合せ先 選挙管理委員会 (役場総務課)

〒490-1192

馬島大門西1の1

☎ (444) 2711

✉ somuka@town.oharu.lg.jp

🌐 http://www.town.oharu.

aichi.jp/gyosei/senkyo.html